

令和7年9月18日
香川県広域水道企業団 財産
契約課
担当者：池田・香西
ダイヤルイン：087-826-6114

建設業者を指名停止

1 事案の概要

株式会社かんでんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明した。このため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣から技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、近畿地方整備局が建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、当該業者は不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、令和7年2月4日、近畿地方整備局から、同法第28条第1項の規定に基づく指示及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

このことは香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領別表第23号（2）（建設業法違反行為）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業 者 名	所 在 地	指名停止期間
株式会社かんでんエンジニアリング 代表取締役 大久保 昌利	大阪府大阪市北区中之島 6-2-27	令和7年9月18日 ～令和8年1月17日 (4月間)

3 指名停止業者と企業団との契約状況（平成30年度以降）

実績なし

香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領（抄）

（指名停止等）

第 1 条 企業長は、香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第 8 号。以下「規程」という。）第 9 条第 2 項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

2 契約担当者（規程第 6 条第 1 項の契約担当者をいう。以下同じ。）は、前項又は次条の規定により指名停止された有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

別表（第 1 条、第 3 条―第 5 条、第 1 0 条関係）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 23 次の（1）又は（2）の区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 （1） 県内 （2） 県外	当該認定をした日から 2 月 以 上 9 月 以 内 1 月 以 上 9 月 以 内